

社会福祉施設等施設整備費補助金等による施設整備等について(厚生労働大臣宛て)

施設整備等の効果が十分発現していない事態に係る国庫補助金交付額(支出) 21億6784万円

1 制度の概要

障害福祉サービス（以下「サービス」という。）は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づき、介護給付費及び訓練等給付費（以下「介護給付費等」という。）の支給を受ける障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）に提供されるものである。

市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、障害者等からの介護給付費等の支給申請に基づき、サービスの利用に関する意向、利用できる見込みなどを勘案して支給決定を行い、当該障害者等が、都道府県知事等の指定を受けた指定障害福祉サービス事業者（以下「事業者」という。）の事業所（以下「事業所」という。）からサービスの提供を受けた場合に、介護給付費等を事業者を支払うこととなっている。

そして、平成18年の障害者自立支援法の施行により、サービスは、障害者等が日中の活動支援と夜間の居住支援を組み合わせるなどして利用できるようこれらを分離するなどした新たなサービス体系（以下「新体系」という。）に再編される（移行は平成24年4月1日まで）とともに、介護給付費等の算定が変更され、事業者は、サービスを提供する日ごとの障害者等の利用状況に留意することが必要となった。

社会福祉施設等施設整備費補助金（以下「施設整備補助金」という。）は、社会福祉法人等が行う施設整備に対して都道府県又は政令指定都市若しくは中核市（以下「都道府県等」という。）が行う補助事業を交付の対象に、対象経費の実支出額の合計額等を基に算定した額に3分の2を乗じて得た額が交付額とされ、都道府県等は、施設の必要性を調査するなどして実態を的確に把握して必要性が認められることなどを審査の上、国庫補助の対象とする事業所を選定して、整備計画とともに事業所の所在する市町村の意見書を添付して交付申請を行うこととされている。

障害程度区分認定等事業費補助金のうち障害者就労訓練設備等整備事業（就労訓練設備事業）に係る分（以下「設備整備補助金」という。）は、社会福祉法人等が22年度までに行う設備整備等に対して都道府県等が行う補助事業を交付の対象に、対象経費の実支出額等を基に算定した額（上限500万円等）が交付額とされ、都道府県等は、当該事業の目的及び効果について検証した上で事業計画書を作成して、事業所の所在する市町村の意見書を添付して交付申請を行うこととされている。

2 本院の検査結果

(1) サービスの利用状況

795事業者（914事業所、1,357サービス）のうち、149事業者（152事業所、178サービス）に係る施設整備補助金及び設備整備補助金（以下、これらを合わせて「国庫補助金」という。）による施設整備及び設備整備（以下「施設整備等」という。）について、次のような事態が見受けられた（各態様における事業者数、事業所数及びサービス数は重複しているものがある。）。

ア サービスの提供を廃止、休止等していたもの

16事業者の16事業所における19サービス（国庫補助金計2億6139万余円）

上記のうち、11事業者（11事業所、13サービス）は一部のサービスの提供を廃止し、1事業者（1事業所、1サービス）は不正請求によりサービスの指定を取り消され、また、1事業者（1事業所、2サービス）は全部のサービスの提供を一定期間休止した後、再開したもののその利用が低調となっていた。さらに、残りの3事業者（3事業所、3サービス）はサービスの提供を24年3月末時点で休止していた。

イ サービスの利用定員を減らしていたもの

41事業者の41事業所における49サービス（国庫補助金計3億9128万余円）

上記の41事業者（41事業所、49サービス）は、サービスの利用が低調であったことなどから都道府県知事に届出を行い、サービスの利用定員を減らしていた。なお、このうち3事業者（3事業所、4サービス）は、利用定員を減らした後も利用率が50%未満と依然として低調となっていた。

ウ サービスの利用が低調となっていたもの

100事業者の101事業所における112サービス（国庫補助金15億1515万余円）

上記のうち、6事業者（6事業所、6サービス）は障害者等によるサービスの利用がなく、残りの94事業者（95事業所、106サービス）は一部又は全部のサービスの利用率が50%未満と利用が低調となっていた。

（注）利用率 当該サービスに係る事業所の開所日数に利用定員を乗じた定員による延べ利用者数に対する実際の延べ利用者数の割合

(2) サービスの需要に関する調査状況等

国庫補助金の申請時におけるサービスに対する利用者の需要に関する調査状況について、事業者、市町村又は都道府県が障害者等に費用負担等の条件を詳細に提示するなどして、利用に向けた具体的な調査を行っていたのは、98サービス（全体の7.2%）にとどまっていた。

また、サービスの利用が低調等となっていた主な理由は以下のとおりであった。

ア 51事業者が提供する65サービスは、「利用者の見込み誤り」が理由として挙げられており、事業者が、サービスに対する需要の有無等を十分把握していないことが主な原因であると思料された。

イ 36事業者が提供する40サービスは、「障害者等に対する周知不足」が理由として挙げられており、事業者において、サービスの障害者等への周知が不足していること、また、市町村において、事業者に対してサービスの利用を図るための指導等が十分でなかったことなどによると思料された。

ウ ア及びイのほかに、「就職等による退所のため」、「サービス提供期間終了のため」なども理由として挙げられており、一部のサービスにはその提供期間が決まっていることなど、事業者において新体系における各サービスの特徴等についての理解が十分ではなかったことによると思料された。

3 本院が要求する改善の処置

厚生労働省において、国庫補助金による施設整備等の効果が十分に発現するよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア 都道府県等に対して、国庫補助の対象とする事業所の選定に当たり、サービスに対する具体的な需要の有無を把握した上で整備計画がこれを踏まえたものとなっているかを確認し、必要に応じて関係機関と連携をとるなどして審査を行うよう指導及び助言すること

イ 厚生労働省本省及び地方厚生（支）局において、国庫補助金の交付申請の審査に当たり、サービスに対する具体的な需要の有無及び整備計画の妥当性について確認して、審査を行うこと

ウ 事業所が所在する市町村に対して、事業者が、国庫補助金の交付申請を行う際に、新体系における各サービスの特徴等を十分に理解して、サービスに対する具体的な需要の有無を把握するよう、事業者に助言等を行うことを都道府県等を通じて指導及び助言すること

エ 施設整備等の実施後に、事業所が所在する市町村に対して、サービスの利用状況について十分に把握するとともに、サービスの障害者等に対する周知の重要性等について事業者に助言等を行うことを都道府県等を通じて指導及び助言すること